

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成17年10月27日（木）

14：00～17：30

場所：農林水産省第二特別会議室

- | | |
|------------------------|-----|
| ○畜産物缶詰ＪＡＳ規格、品質表示基準（改正） | 1 頁 |
| ○しいたけ品質表示基準（制定） | 8 |
| ○果糖品質表示基準（廃止） | 1 1 |
| ○畳表ＪＡＳ規格（改正） | 1 1 |

開 会

（小野委員、堀江委員、長谷川委員が欠席）

事務局(表示・規格
課 水田課長)

（挨拶）

畜産物缶瓶詰

田島部会長

議題(1)のアの畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正、
関連する(2)イの畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の品質表示基準の改正
について、事務局より説明願います。

事務局(表示・規格
課島崎課長補佐)

（畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（改正案）及び品質表
示基準（改正案）について説明）

石井委員

資料2 - 16ページの「使用原料肉による区分」の図で「牛肉及
び馬肉」というところですが、これがコールドミートという言葉にな
るということであり、コールドミートは明らかに英語をそのままカタ
カタにしたと解釈できます。海外でコールドミートといった場合、こ
ういう範囲の食品ではないように思います。例えばオーストラリアで
はコールドラム、コールドターキー、コールドポーク等があります。
調べたところ、イギリスではミートの部分にメインとなる食肉の名前
を入れていて、例えばコールドラム等があります。

ちなみに、海外では、馬肉を使っているものは少ないようであり、
あまり見たことがありません。日本だから良いということは、若干、
難しいと感じていますがいかがでしょうか。

部会長

今のご指摘は、和製英語ではないかといった御意見ですか。日本の
規格の中で使うのはどうか、といった御質問かと思えます。

事務局
（島崎課長補佐）

コールドミートの考え方ですけども、品質表示基準では、馬肉だけ
ではなく他の肉も含めてコールドミートとすることができます。ただ、
以前からあった、日本独特の製品と言われている馬肉と牛肉を併用し
たニューコンビーフについては、以前からＪＡＳ規格もあり、ＪＡＳ
マークを付けていた業者もたくさんあったので、名称はコールドミ

トなのですが馬肉と牛肉を使用したものだけをＪＡＳ規格の対象にしようということです。他の肉を使ってもコーンドミートという名称になります。

コーンドミートという名称は平成１６年の４月の品質表示基準の改正の時に取り入れていて、その時も議論されたのですが、ニューコンビーフと呼ばれていたものには牛肉以外の肉が入っているのでビーフという言葉はおかしいということでコーンドミートの名称が良いという御意見をいろいろな所からいただき、ＪＡＳ調査会に諮って定めたもので、現在もこの名称が品質表示基準で規定されております。

その際、ＷＴＯ通報により各国の御意見をいただいております。前は石井委員がおっしゃったような御意見があったとは聞いていませんので、そのままコーンドミートということで現在の品質表示基準が設けられています。

石井委員

おっしゃることは非常によくわかります。コーンドミートという名称もいいと思います。ただ、ＪＡＳ規格だから牛肉と馬肉に限となっている部分は、海外の英語圏の方には違和感があると思います。これも全ての食肉が対象でいいのではないのでしょうか。

事務局
(島崎課長補佐)

食肉を原材料としたもの全てにＪＡＳマークが付けられる方がいいといった御意見かと思います。事務局としては、今、日本で流通しているものを基本にＪＡＳ規格を考えます。現在、牛肉と馬肉を使用した製品が多く、牛肉だけを使用したコンビーフよりもはるかに多く流通していることから、規格とさせていただきます。

石井委員

日本だから良いとしても、コーンドミートというのは明らかに英語です。英語圏で既存のイメージがあるのに日本だけの規格を作ってしまうことに違和感があります。

事務局
(島崎課長補佐)

表示に関しては、３－１０ページ及び３－１１ページの第５条(１)において「・・・使用した食肉の名称を記載すること。・・・」とさせていただきます。委員のおっしゃるように食肉の名称が日本語なので、コーンドミートというカタカタ英語の後に日本語がくることになりますが、表示は消費者にどの肉を使ったか明らかになるようにしています。

田島部会長

事務局の考え方としては、いわゆるニューコンビーフという製品が定着していること、またその言葉に代替するのはコーンドミートという言葉が適切であろうということであったかと思います。それについて、外国人から見ると違和感があるといったご指摘であったかと思います。

河道前委員

今名称の話がありましたが、消費者の立場からいうとコーンドミートという言葉は聞き慣れませんでした。すでに品質表示基準にあったということも良く分かっていませんでした。改正される品質表示基準

を見ても、ニューコードミート又はニューコンミートという表示も可ということで、コードミートについて外国と日本で作られているもののイメージが違うのであれば、コードミートではなく「コンミート」の方が分かりやすいのではないかと思います。

コンビーフの規格の中で粗たん白質の基準により17%と21%と分けたということですが、この差には脂肪の量が関係しているのでしょうか。それから、ニューコードミートの規格に牛肉が20%以上とありますが、これはどういう形で確認するのですか。製造メーカーを信用するということですか。

事務局
(島崎課長補佐)

「コンミート」の方が日本語的な名称ではないかという点については、なんとも申し上げられません。

後者のご質問ですが、缶詰を製造している日本の業者は、脂肪分を管理しているケースが圧倒的に多いです。同じコンビーフといっても日本と海外では作り方が違うと聞いています。コンビーフは、ジャーマンスタイル、アルゼンチンスタイル、ジャパニーズスタイルの3つに分けることができ、我々はジャパニーズスタイルを食べていて、これは牛肉を塩漬した後繊維状にほぐして、脂肪を加えて混和して缶詰にします。アルゼンチンスタイルは牛肉そのものを小さい目にカットしてボイルする作り方です。同じコンビーフでも作り方が違います。日本では、ほぐしてサラダ等に入れて食べることが多いのですが、食べ方も海外は違うそうです。海外の食品を日本風にアレンジしても名前はそのままというものが結構あるかと思いますが、コンビーフもその一つかと思います。牛肉は高価なことから、馬肉を使用して「ニューコンビーフ」という名前で広く販売されたということです。作り方そのものが日本と海外は違うとお考えいただきたいと思います。

原材料の配合割合ですが、JAS規格制度は認定工場制度をとっておりますので定期的に工場に監査に入り、配合割合の調査も行います。JAS規格は食品添加物も限定しており、なかなか最終製品の検査だけではチェックできないので、認定工場を確認するということになっています。

土橋委員

(社)日本缶詰協会の土橋でございます。

名称についてですが、コンビーフとニューコンビーフという2つの名称が長年親しまれてきました。先般の品質表示基準の改正でコードミートという名称を作っていただきましたが、ニューコンビーフは昭和40年代から製造されており、当時、公正取引委員会から名称がおかしいという指摘があり消費者、業界、学識経験者で公聴会を開き、「ニューコンビーフ」という名称が決まった経緯があり、それから35年ほど経っています。メーカーや流通関係者で「ニューコン」という言葉が広く浸透しています。今回、コードミートとして原料肉の対象を広げ、表示はコードミートとなったことから、現在まで親しまれてきたニューコンビーフという名称に代わり、新しく定着させていきたい名称として「ニューコンミート」という言葉を業界としてお願いしました。

品質表示基準では3つの選択肢があります。これは各企業で決めることで団体でどうするといった問題ではないのですが、揃える方向で進んでいくだろうと思います。

また、たん白質が減ることで脂肪が増えるのではという御質問ですが、脂肪そのものはそれほど変わりません。ただ、たん白質が減ることで水が増えます。日本にあるのはジャパニーズスタイルと輸入品のアルゼンチンスタイルがほとんどです。アルゼンチンスタイルは焼いて加熱をして食べることが前提で作られていて非常に固いものです。それに対して日本の消費者の方は、ジャパニーズスタイルをサラダに入れたりパンのペーストにしてそのまま食べることが多いです。たん白質含量を上げていくと固くなり使いにくくなります。以前は脂肪含量が高くて17～18%位あり、それで改正前のJAS規格では粗脂肪分20%以下と規定されていました。現在は10～12%位で、その分水が入りますので柔らかい製品となっています。それから、たん白質ですが、21%以上というのは今は市場からなくなりつつあります。この値を満たすのは一部の銘柄牛を使って作られていたもので、これはギフト商品として作られていて製品としては固いものです。使われる方は、そのままでは使いにくいことから、加熱をして使われている方がほとんどだと思います。

事務局
(表示・規格課
植木上席表示・規格専門官)

石井委員の御質問のCODEX規格についてですが、TBT協定では国際的な基準がある場合はそれを参考、ベースにすると書いてあり、全て一致させなければならないかと言えばそこは微妙なところで、気候・風土等を考慮することが認められているかと思います。

CODEX規格とJAS規格は、規格という点では同じなのですが、JAS規格は格付を前提としているのに対して、CODEX規格は格付を前提としておらず若干意味合いが異なります。CODEX規格は、ものの範囲を決めていると思います。

資料7の「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」の(2)標準規格のウにおいて「・・・消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの」と書いておりまして、民間の活力をそぐことになることから、なるべく規制や規格をなくすべきとのご意見もあり、現状においてコールドミートのカテゴリーとして、牛肉と馬肉以外のものがないという状況で、そういうものについてあえて名称や品質の標準を一つの規格として示すことは必要なのではないかとということでこのような規格となったと考えております。

田島部会長

気候、風土等とありましたが、もともとコンビーフは我が国独自の加工食品ということで、その中でいわゆるニューコンビーフもあり、名称や内容について日本独自のものが続いている、結局それを引きずってコールドミートという言葉ができあがったと思います。

宮地委員

2点質問があります。1点目は石井委員と同じ意見なのですが、海外と同じ言葉を使うならば同一の概念のものが良いだろうと思います。事実、他のパブリックコメント等でそれぞれの国と違うのかとい

	った問い合わせがあったときいておりますし、国際的な統一が必要だと思います。 2点目は、規格の確認なのですが、2 - 5ページの定義の「臓器及び可食部分」について、現実的には脳は使わないと思うのですが、新しい基準になっても脳は入れるのですか。
事務局 (島崎課長補佐)	コールドミートは、品質表示基準においては海外と同じ考え方であり変わらないと思います。ただ、先ほど石井委員がおっしゃったように、JAS規格の格付については、今回の提案では馬以外のものを使った場合は、対象とならないという整理になっています。 「臓器及び可食部分」についてですが、これは他の食肉加工品、確かハムやベーコンなどその他色々な規格がありますが、それらの「臓器及び可食部分」の書き表し方が違っていたので、統一的に「臓器及び可食部分」という言葉とすると整理しました。
河道前委員	業界の方からも説明がありましたが、ニューコンという言葉が一般的になっているということですが、コールドミートという言葉は直訳すると塩漬けの肉という意味で、規格を見ると塩、砂糖、その他調味料となっていてコールドミートと違うものになっている気がします。 よって、コールドミートというよりジャパニーズスタイルの「コンミート」の方が合っていると思います。
事務局 (島崎課長補佐)	「コールドミート」という言葉は、現在の品質表示基準にあり、平成16年の改正で初めてこの言葉が規定されました。今回またこの言葉を変えとなると、缶詰の包材を取り替える負担が非常に大きく、反対意見が多いと考えております。
徳永委員	日本のカタカナでは分かって、英語のスペルに直すと外国人の方には通じない表示になるのですか。 2 - 6ページの「すじ、血管及び膜がほとんどなく、・・・」と書いてありますが、この「ほとんど」とはどの程度なのですか。 食品添加物以外の原材料等で「使用していないこと」と書いてありますが、否定の単語が2つ繋がっている感じがして分かりにくいので使用していないのであれば、単純に「使用していない」ではなくて、「使用しない」で良いのではないですか。他の項目では「記載しない」と書いてあるところもありますし、ここも「使用していない」ではなくて、「使用しない」で良いのではないのでしょうか。
事務局 (島崎課長補佐)	ほとんどの規格でこの用語を使っていると思います。この規格だけ変えるというのはいかがなものかと思います。
徳永委員	それならば全て「使用していない」ではなくて「使用しない」の方が徹底的で良いのではないのでしょうか。
事務局	JAS規格の場合は、最終的な製品が規格と合っているかどうかを

(植木上席表示・規格専門官)	見ます。そのときは製造工程は終わっていて、できあがったものから見ることから「使用している」とか「使用していない」と厳密に言えばそういう定義の仕方をするべきであるということから、こういった表現をしており、ご理解いただきたいと思います。
徳永委員	できあがりから見て使用していないことではなく、製品にする前に使用しないで作っていただくということではないですか。
事務局 (植木上席表示・規格専門官)	どちらから見て表現するかということで、JAS規格はできあがったものから判断しますので、表現の仕方として「使用していないこと」の方が馴染むということです。意味は全く同じでありますし、法令的な点から整理をしたということでご理解いただきたいと思います。
田島部会長	JASは品質規格であって製造規格ではないということです。例えば、特定JASは製造規格なので「使用しないこと」になるのでしょうか。ここでは、後からそれを検査したときに「使用していない」ということであるとのことです。
事務局 (島崎課長補佐)	「ほとんどないこと」というのはどれくらいかとのことですが、検査は官能検査等で行うため何%等の数字は決めていませんので、検査するときに見て「ほとんどないこと」と判断するということです。色沢良好もどれくらいかということを数字的にいえないのですが、そういった品物はあまりないと思っております。なかなか数字的に表せるものではないものですのでご理解いただきたいと思います。 カタカナ用語については、同じコンビーフでも日本のコンビーフは海外からみたら違うでしょうし、それぞれが気候、風土に合わせた作り方を工夫しているということです。コールドミートの概念は、品質表示基準では原料肉に関して幅広く定義しています。
石井委員	資料3に「無塩漬^{せき}」という言葉が出てくるのですが、3 - 3ページの[無塩漬^{せき}コンビーフ缶詰又は無塩漬^{せき}コンビーフ瓶詰]で「・・・牛肉を塩漬けし、・・・使用する牛肉を塩漬^{せき}していないものをいう。」とあり、ここが唯一違う点であるかと思ひます。そうするとこれは同じ漢字を使いながら「塩漬^{せき}け」と「塩漬^{せき}」がはっきり違うものとなるとなります。「塩漬^{せき}」についてJASの中で定義されている部分を見つけれなかったのですが、これはどこかで定義されているのですか。
事務局 (島崎課長補佐)	委員のおっしゃるとおり、JASの中では定義していません。公正競争規約には定義があります。発色剤を使ったものに「塩漬 ^{せき} 」という言葉を用いるとしています。岩塩を使って肉を保存したという歴史的経過がありますが、これは岩塩に含まれている亜硝酸ナトリウムが赤みのかかった肉の色を保ったこと、また保存効果があったということです。大学の先生によってはハムでも亜硝酸ナトリウムを使って初めてハムだという人もいます。「塩漬 ^{せき} 」とは発色剤を使うということ ^{せき} をここではっきりさせたいと思っています。品質表示基準に「無塩漬ソ

	ーセージ」という言葉があります。「塩漬^{せき}」という言葉はここでは定義していませんが、公正競争規約で定義されていますし、また我々も発色剤を使うことと考えています。
石井委員	亜硝酸ナトリウムの件ですが、現在これはハム、ソーセージ等色々な製品で使われています。食品加工の立場からいうと亜硝酸ナトリウムは防腐剤として使っていて、食品衛生上ではむしろこれを使わなければならないとなっていると記憶しており、発色剤という説明は違和感がありました。 「無塩漬^{むせき}」という言葉は、亜硝酸ナトリウムを使いたくない方にとって良いからこれが出てきたと思うのですが、定義なしに「牛肉を塩漬^{せき}けし・・・牛肉を塩漬^{せき}していない・・・」という説明だけだと表示の面で消費者からは分かりにくいと思います。
事務局 (島崎課長補佐)	委員がおっしゃったことについて、議論をしたのですが、「食肉に食塩、発色剤等を加え低温で漬け込みを行うこと」と公正競争規約の中で定義されており、亜硝酸ナトリウムは食品添加物^{じくた}の中で発色剤として整理し、表示するようにしております。「無塩漬^{むせき}」コンビーフを製造しているメーカーは限られており、商品に「発色剤を使用しない」と表示してあります。これらメーカーにも了解をいただいております。
石井委員	公正競争規約ではこういうふうに書かれているとおっしゃったわけですけども、食品衛生法ではこれを発色剤としていないと思います。塩漬^{せき}についてはこれを使わなければならないと規定してあります。間違った認識かもしれませんが、食品衛生法で使わなければいけないというのは、食品保存のためであると思うのですが。発色剤を使っていないという表示は、他の製品は発色剤を使っていると逆にいつていることとなり問題があると思うのですが、いかがでしょうか。
田島部会長	私の理解では、石井委員がおっしゃったように食品衛生法ではボツリヌス菌の繁殖防止と明記されていると思います。しかし、表示の分類としては発色剤とされています。食品衛生法で表示するときは発色剤と書くことになっている点がそもそもおかしいと思いますが、それに公正競争規約やJASが引きずられています。この場で勝手に亜硝酸ナトリウムは発色剤とするのはおかしいと断定するのはどうかと思います。
内藤委員	ハムにも「無塩漬^{むせき}」があります。「無塩漬^{むせき}」の場合はJASマークの対象となりません。同じ肉製品でありながらコンビーフとハムで「無塩漬^{むせき}」の扱いが異なるというのはよくわかりません。実際JASを取りたいという理由で発色剤を使っている所もあります。食肉製品を扱っている業界の方はどう考えてらっしゃるのかお聞きしたいです。
事務局 (島崎課長補佐)	食品衛生法の食肉製品の製造基準を見ると2つの書き方があると思います。「亜硝酸ナトリウムを使用しないで塩漬^{せき}けする場合には」と

という言葉が出ていますので、使用しなければならないということにはなっていないように読めます。詳細までは確認できませんが、そのように考えております。

表示は、部会長のご説明のとおり、発色剤になっていると思います。我々としては「発色剤」として整理をさせていただいております。

「無塩漬」ということについて、ハムとコンビーフの整合性がないという御質問については、どちらも「無塩漬」の場合は「発色剤を使わない」という整理をさせていただいております。

内藤委員

ＪＡＳマークは無塩漬ハムは対象としていないとなっておりますので、無塩漬コンビーフにＪＡＳマークが表示できるということであれば整合性がないと思います。

事務局
(島崎課長補佐)

無塩漬コンビーフもＪＡＳマークの対象外です。品質表示基準で定義しましたがＪＡＳ規格にはありません。石井委員がおっしゃったように塩漬けと読むのか塩漬と読むのかという問題もありましたし、漢字が同じで普通は「漬」と読めないということもありまして、今までは無塩漬コンビーフの定義がなかったので定義をおいたということです。

部会長

他に御質問ありませんか。ございませんでしたら次の議題に移らせていただきます。

しいたけ

田島部会長

議題(2)のアのしいたけ品質表示基準の制定につきまして、事務局より説明願います。

事務局(表示・規格
課島崎課長補佐)

(しいたけ品質表示基準(制定案)について説明)

田島部会長

ただいま御説明頂きましたしいたけ品質表示基準の制定について、御意見よろしく御願いたします。

福井委員

業界の全国食用きのこ種菌協会の福井と申します。原木栽培と菌床栽培の区別を生しいたけにつけるということについて、業界としては特に異論はありません。現在、生産情報公表農産物ＪＡＳ規格のきのこに関するガイドラインを作成していますが、その中でもやはり原木栽培、菌床栽培を区別していきたいと考えております。

5 - 6 ページの乾しいたけの原材料の菌床栽培に関して、中国ではおがくずも使っておりますけれども、綿実粕だとかそういうおがくず以外の物の原料も使われています。国内産の菌床の生しいたけにつきましては、おが粉が主体になっています。

しいたけ以外のほとんどのその他の木材腐朽性のきのこは菌床栽培で行われており、例えばコーンコブが主体になっているような菌床栽培

	培もありまして、今後いろいろ検討いただく場合には、菌床の原材料の主体が何かということを考えてもらった方がいいのではないかなというふうに考えております。
河道前委員	原木栽培と菌床栽培ではどのような差が出るのでしょうか。
事務局(表示・規格課島崎課長補佐)	農林水産消費技術センターで、乾しいたけについて、区別ができるかどうか調査研究がかなり進んでおりまして、費用はかかりますが、90%以上の確率で分かるとの途中経過となっております。乾しいたけと同様の方法で生しいたけについても違いは分かるということであれば、リン、亜鉛、カリウム、モリブデンという元素を調べることが非常に有効で、特にリン、亜鉛を調べることで、かなりの確率で原木と菌床が区別できることが今わかっております。 成分の違いは、文献では、脂質が原木と菌床ではかなりの差があります。例えば菌床の場合は脂質は1.9±0.45、原木の場合3.3程度ということになっておりますので違いがあるように思います。あとリン含有量が違うというデータがあります。それから官能的なものですけれども、業界の方にお伺いしますと、私が聞いている限り、どなたもおっしゃるのは一番違うのは香りだとおっしゃいます。いわゆるプロの方は香りで分かれると伺っております。
河道前委員	香りが高いのが原木ということですね。あとリンが少ないのが原木ということですか。リンと亜鉛の量が少ないのでしょうか。
事務局 (島崎課長補佐)	そうです。
河道前委員	それは吸収する母体が違う、菌床から吸収する亜鉛の量が多いということなんですか。
事務局 (島崎課長補佐)	そこまでいくと専門ではないのでわかりませんが、菌床の場合はそこに栄養分を与えて菌を栽培することになるかと思えます。ですからその栄養分の組成だとかが影響するのではないかと推定をしますが、あと原木の場合は木の成分そのものということになるかというふうに推定します。ご専門の方がいれば教えていただきたいです。
福井委員	成分のデータを持っていないのではっきり言えませんが、原木と菌床の違いがごっちゃになっている部分があると思うんです。例えば乾しいたけを専門に栽培されている生産者は、ほとんど自然発生のきのこを秋と春に収穫しておられます。これの乾しいたけは肉質も硬いし、乾燥しますと香りが非常に高いです。菌床栽培ではこの肉質とか香りは出てきません。 ただ、原木栽培においても生しいたけの原木栽培を自然発生でやっておられる方は乾燥しいたけと同じなんですけれども、浸水発生と言って、水に浸けて発生させる場合があります。これも原木栽培ですが、

この栽培の場合、特に夏場のきのこに関しては、菌床栽培のきのこほとんど品質的に、肉厚、肉の品質、あるいは香り、そういうものはほとんど変わらないというふうに考えております。

内藤委員

菌床について先ほど中国は綿実の粕、日本はおがくずという話を聞きました。そうしますと、だいぶ差があるのでしょうか。

福井委員

別のきのこでもコーンブランとかコーンコブなんかが使われていますけど、綿実粕等を使いますと、香り関係が確実に違ってくるというふうに聞いております。中国では綿実粕ばかりではなくて、原木栽培を行っているところもあります。それからおが粉主体で、特に日本向けのきのこというのはおが粉をなるべく使うようにしているというふうに聞いております。

宮地委員

生しいたけは、乾しいたけと比べて原木栽培と菌床栽培で差がないとおっしゃっているので、その中で差別化をする、原木と菌床を分ける必要があるのか疑問なのですが。

事務局

(島崎課長補佐)

5 - 5 ページにあるように要望がたくさんあること、例えば原木のような物の上にしいたけが並べてあり、しいたけには原木とも何とも書いていないけれど、消費者の人にはなんとなく原木をイメージさせるようなところで売られていたりするという実態を把握しています。さらに乾しいたけには表示されていることからすると、当然、生のものを干すわけで、表示の実効性は十分確保できると業界関係者とも基本的に合意をしており、表示しましょうとさせて頂きました。

富沢委員

卸売会社の富沢でございます。菌床と原木ということで分けてはいかがかなという議論でございますが、私ども既に産地にお願いをして特徴をつけるために、作っている土台を書いて頂いているところです。すでに売る段階のところで原木と書いて売っている卸もございます。これは卸の担当が産地に行って現実に目の前で見てきてそれを出していただいております。箱に書いているものもございます。ただ、ある程度お値段でというところでは、外国産もさかんに使われたところがございます。しかし消費者の方からどうもおいが違う、しいたけの本来のにおいじゃないとの感想がありました。そういう中で今この時期にこのことを整理していただくことは、いいのではないかなというふうに思っております。

小坂委員

消費者の側から言いますと、やはり購入や使用するにあたって情報が得られるということは重要で、それが非常に難しい要求ではなくて簡単にと言ったら失礼ですけども菌床か原木かというのは、すでにわかることであれば、やはり知らせて頂きたいと思います。

それからもう一つ、食育の問題で、子供達が育っていく日本人の環境の中で何が何だかわからないような状況がやはりあると思うんですね。そういった意味でも食品本体にそういった特徴があるものであれ

	ば、書いていただくということが食育面でも重要になっていくのではないかと思います。それから将来的に、価格で優良誤認を招きかねない部分があると思いますので、やはりこの際きちんと書いていただきたいと思います。
田島部会長	ありがとうございました。他にございますでしょうか。かなり積極的に進めていきたいというご意見もございましたので、しいたけの品質表示基準につきまして、事務局案のとおりＪＡＳ調査会総会の方に報告したいと考えますがよろしゅうございますか。
委員	(特になし)
田島部会長	では、お諮り致しました案を持って報告させていただきます。

果糖

田島部会長	次の議題(２)のウの果糖品質表示基準の廃止について事務局より説明願います。
事務局(表示・規格課 島崎課長補佐)	(果糖品質表示基準の廃止案について説明)
田島部会長	果糖品質表示基準の廃止案について御意見等ございますか。
委員	(発言なし)
田島部会長	それでは廃止を御了承いただいたということ、ＪＡＳ調査会に報告したいと考えますが、よろしいでしょうか。
委員	(発言なし)
田島部会長	その旨報告させていただきます。

畳表

田島部会長	それでは、議題(１)のイの畳表の日本農林規格の改正について、事務局より説明願います。
事務局 (表示・規格課 島崎課長補佐)	(畳表の日本農林規格(改正案)について説明)
田島部会長	ただいま御説明頂きました畳表の日本農林規格の改正について、御意見よろしく願いいたします。

本島委員

畳表の生産団体の本島と言います。4 - 6 ページの先ほど説明がありました片耳の件でございます。4 - 6 ページの左の下の方に耳毛の長さは、片側のみでも可とするということでここに載っているわけですが、今みなさんの前に畳表がありますけど、私ども全国で約850万から900万枚畳表を生産しておるところでございます。両耳をつけて、現在生産をしているわけでございます。片耳でも可ということになりますと、相当の手間がかかる。製織する場合にそれを無くすということになりますと、私どもではちょっと無理ではないかと。やっぱり両耳を生かしていただきたいというのが一つと、もう一つは表示の中で、4 - 8 ページでございます。4 - 8 ページの一括表示事項ということで、6まで書いてあります。現在、各県統一してJASの表示をしているところでございます。その中には表示年月日というのを、例えば現在でしたら2005年10月27日に検査を受けましたという月日を入れてあるところでございます。検査月日をぜひこの中にも入れて頂くような形で、消費者の方々も購入される場合は、いつできたんだということを確認できて購入できるということでございますので、一つ御検討のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

田島部会長

2点ほど質問でございましたが事務局どうぞ。

事務局
(島崎課長補佐)

1点目の片耳のことですけれども、これはもちろん両耳でも結構でして、落とせということではありません。で、落とした場合でも測定は出来るのでOKですよということの意味合いにさせていただいておりますので、両耳でJASを受検していただいて結構です。それから表示の方法でございますが、検査年月日について入れて欲しいということがありました。表示の方法というのは私達ももう少し簡単に考えていたのですが、品質の表示の方法というのが法律等に明記されておりまして、例えば原料い草の産地名を書く場合でも、原料い草の産地によって品質が違ふのかということ、必ず問われるところでございます。現在のところは品質に差があるということから、これを明記しましょうというふうに判断をしたんですけれども、検査年月日はその壁が破れない。検査年月日は表示する意味が今ひとつないのではないということから、今回は見送らせていただいたということでございます。

本島委員

今の表示の件でございますけれども、私ども一年半かけまして消費者の方々の意見を聞いたり、いろんな方々の意見を伺いながら生産団体、生産県で検討しまして、ようやく検査年月日というのをこの中に入れたというのがあるわけでございます。なぜ入れたかと言いますと、ご存じのようにJASの偽物が相当出回った。実質十件以上の業者が違反をしたということでございます。いつどこで検査をしたのかということを入れていただかないと、後で調べようがないわけです。消費者の方々もこれは10月に生産されたのだと、そういうのをやはり入れ

ていただかないと、知ることができないわけです。今、私どもも努力いたしましていつどこでできたかというのを表示するのをみんなで一生懸命頑張っているところでございます。そういう意味でもＪＡＳを基本としまして、やはり検査年月日をぜひ検討していただきたいということで私ども昨日みんなで集まって検討いたしまして意見をまとめてきたところでございます。以上です。

田島部会長

生産サイドからでございましたけれども、事務局。

事務局
(島崎課長補佐)

入れるということについては、我々も当初そのような検討をしておったのでございますし、そのつもりでいたんですけれども、今言いましたように法律上、品質に関する基準ということが、表示として定める上で明記されていて、その明記の部分から逸脱する可能性があるもので、検査年月日を入れるということは困難ではないかという判断を今回はさせてもらったということです。

以前からたくさん畳関係についてはＪＡＳ規格違反がございまして、でも今非常に農水省としても取り締まって摘発もさせて頂き、非常に現在はよくなったというふうに思っております、今言ったそういう現状とさらに今言った法律の解釈の問題ということもありますので見送らせていただいたということにしております。実態はそういうことでございます。

田島部会長

食品の方でいきますと、昔は製造年月日であって、それが非常に大事な情報だったと思います。それが今では製造年月日では消費者に混乱を与えるということで期限表示となったのです。たぶん今の検査年月日というのも生産者側から見ると製造年月日みたいなイメージなのかなというような感じはしたんですけれども。今事務局からお話があったように、法律の整合性から行くとやはりそういう情報というのは現時点の法体制からはやりにくいんじゃないかという御回答だったというふうに私は理解したんですけれども。いかがでしょうか。栗生委員どうぞ。

栗生委員

一括表示のところなんですが、５番目にある製織地名というのが織ったところですよ。あまり意味がないように思います。意味がないというかこの原料を買って東京で織ろうが熊本で織ろうが、むしろ次の製造者というのが長いものを切って作るということです。そうするとこの製織地というところは、むしろ製織地というより製織者名で名を入れれば場所はわかるということで、製織地だけだと私なんかの場合も畳の部屋があって畳を買う時に、原料は興味がありますが、製織地がどこでというのは、あんまりどうか。プロの方は、お使いになる畳屋さんが製織地が必要なのか、それとも製織者がわかればいいのか。何か私は製織者がわかれば、織った人、織った会社がわかった方がいいのかなという気がします。いかがでしょうか。

田島部会長

まず事務局からどうぞ。

事務局
(島崎課長補佐)

畳をお作りになっている業界の方も来ていらっしゃると思いますので、後で御意見をいただければと思いますが、日本の場合は熊本と福岡と広島と岡山の4県でほとんど全部なので4県で考えれば良いのですけれども、熊本のい草を使って福岡の農家が織られて、切るのは岡山ということがあります。現在も製織地名のかわりに産地名ということで書いてありまして、中には聞いた限りには製織地によって若干違うんだとおっしゃる方もあり、現在も明記をしていることから、これはこのまま残し、製織地名としてより明確化していきましよう。で、先ほど言いました検査年月日も十分検討したんですけれども、ここの部分だけはどうしてもなかなか法律の壁は破れないかなということで今回見送らせていただいたということでございます。

田島部会長

畳を作っているところはいかがでしょうか。では増田委員。

増田委員

一つ質問させていただきますが、今の製織地名あるいは製織者名ですが、これは今回いわゆるい草の産地名がはっきり書いてあります。この産地名はきちんと入れていただかないといけない。正直言いました。岡山のものとは熊本のものでも品物が違いますので、それはしっかり付けて頂きたいと思います。そして今一番数多く生産していらっしゃる熊本県は相当研究して独自の品種も開発していらっしゃるから、そういうものについては、はっきりとい草の産地名がわかるようにして頂きたいです。これはまず岡山でひのみどりというのはありませんでしょう。そういうような物がよその県からもということで出ておりますので、それはしっかりとしていただきたい。岡山で織られたのだったら熊本の原料を使って岡山で織っていますよという形でしっかりとしてもらった方が使う側は安心して使えます。その理由と致しまして、私は全日本畳事業協同組合というところの責任者ですが、日本全国の消費生活センターの方から電話がかかってくる。その中で、一番質問が多いのは畳替えをするときに、畳表を選ぶ基準を教えてくださいと言われます。そして私達は一般の方に一番分かり易いのは、日本農林規格というのがございますよという説明をしている。そして、そのマークの入った物をうんぬんという形で説明させて頂いております。その農林規格の中にはきちんと検査機関の名前が入っておりますね。熊本だったら熊本のシールが、福岡だったら福岡のシールが貼ってありますから、これはそう簡単に偽物が出るということはありません。まあ一部うんぬんという話はありましたけれども、そういうのを防ぐためにもしっかりと明記していただきたいと思います。以上です。

内藤委員

畳表というのは一年ごとに出来まして、食べ物でいけば賞味期限のようなもので、古くなると多少何かあるんですか。

下川委員

福岡から来ました、福岡の産地の問屋の組合の代表をしております下川と申します。い草はですね、保管すれば2年でも3年でも悪くな

りません。保管方法さえきちんとしておれば、かえって1年か1年半くらい経った時がしっかりして落ち着いた色になります。作ったときは確かに青みがありますけど、消費者の方に渡ってしまえば退色してしましますが、い草や畳表だけできちんとしてビニール袋とか空気にさらさないようにしてきちんとして除湿器など付けたところで保管すればそう変わるものではありません。以上でございます。

徳永委員

い草のできるまでという机上配布資料で、製織者とい草を植えておられる方はどこを担当されるのでしょうか。

本島委員

この図でいきますと、い草を植え付けしまして、11月の後半から12月の20日くらいの間に植え付けをしましてですね、6月から7月の中旬くらいで刈り取るわけです。刈り取りまして、これは一つの農家がしまして、刈り取りました後に織機を4台から5台位持ちまして、翌年の6月までの間に畳表を生産して市場に出荷するという順番になっております。

徳永委員

その場合、製織者は生産者となるのですか。

本島委員

生産者でございます。

徳永委員

い草の産地は、い草を植える農家なんですか。

本島委員

いいえ。い草から畳表まで一貫して生産するところとなります。

徳永委員

畳のい草を農家の方が作られて、原料い草の産地名を記入しますね、その次に製織地名ですね、産地と製織地は同じなんですか。

本島委員

一貫して作る人もいるんですけど、い草だけ作る人も一部いるんです。それとあと中国が日本の約4倍近く生産をしていて、そこからもしい草が入ってきます。どこで穫りたい草か、どこで製織したか明記をお願いしたいということです。

徳永委員

製織者の方は泥染めというところからされるのですか。

本島委員

い草を刈って、泥染め、乾燥まで生産者です。その後い草を販売する人が若干います。熊本ですと全体の5%しかおりませんが。

事務局
(島崎課長補佐)

県によって状況がちょっと違い、熊本県の場合は、知っている限りでは泥染めあるいは製織までを一つの農家で行っているケースが多いです。いわゆる田圃をお持ちになって、い草を刈り取って泥染めをして、乾燥して、そして織機をお持ちになっている農家が熊本ではかなり多い。織機のあるところが製織者なので、熊本の場合はほとんどの方がい草の産地も製織者も熊本ということになります。製織者の方は10枚物、長いものをお作りになっている。

日本のほとんどのい草は熊本産ですが、例えば福岡の農家の方が自分のところのい草が足らなかったりすると、熊本からい草をお買い求めになる。そうすると、製織したのは福岡ということになります。岡山の方が熊本からい草をお買い求めになって、織機で織られると製織者は岡山、い草は熊本となります。

この製織者のほとんどの方は一枚に切ることはせず、次のいわゆる製造業者の方がお買い求めになって畳表を一枚物に切るという仕組みになっていて、一枚物までの一貫生産というのが、ほとんど日本の場合はないと考えていただければよろしいかと思います。

川畑委員

畳表のＪＡＳ規格があるということに驚いたんですけれども、それにも増して格付率が７％というところに驚きました。冒頭、Ｃｏｄｅｘとは違ってＪＡＳ規格は格付することを前提にした規格だという説明がありましたが、レベルアップしたＪＡＳ規格とすることによって格付率がどのくらい上がるとお考えですか。

事務局
(島崎課長補佐)

改正してみないとわからないのですが、一つは格付けされているのがほとんどが２等です。４－２ページのところを見ていただきたいと思いますが、特等、一等、二等、三等とありますが、格付の場合は二等がほとんどなんです。先ほど申し上げました公共住宅建設工事共通仕様書に畳の畳表はＪＡＳ二等相当とあるものですから、いわゆる公団住宅だとかに入れるのにみなさんＪＡＳを受けているというのが現実です。ＪＡＳがないとなかなか公団住宅等に納入できないということになっております。

それ以上の品質のものは、例えば熊本ではひのみどりというい草の品種を使ってと差別化を図られておりますが、この場合はＪＡＳを付けなくても高値で売れるということだと思えます。ＪＡＳを付けるとある程度手間と費用がかかることから、格付しなくても高値で売れるものはそういうルートで販売されているというのが現実だと思えます。ただ、いろいろとお伺いすると、畳表は伝統的なものですし、もう少しレベルアップしようというの多くの方の意見があり、今回の提案をさせていただきました。

磨井委員

熊本の磨井と申します。先ほどの表示年月日の件ですけれども、ＪＡＳの格付率は７％ですが、他の約９割につきましては、一枚一枚に産地といたしまして、商品表示票というのを付けております。これには出荷年月日、生産者名、ＪＡ名それから生産履歴、それに加えて残留農薬の有無、それからホルムアルデヒド等の発散状況、いろいろ工夫しながら表示して出荷いたしております。そういう中でＪＡＳ規格に少なくとも検査年月日は必要じゃないかというふうに思います。先ほど十分に説明は受けましたけれども、やっぱりそういうことでございます。

それから、４－５ページでございます。綿糸でございますけれども、綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が５０％未満のものということになっております。太さでございますけれども、番手がだ

いたい20番以下ということになっておりますが、今、産地といたしまして自然に還る素材という意味で、天然の素材にこだわって畳表を生産しております。純綿糸というのが今後増えると思いますけれども、純綿糸は、20番手の4合糸では強度が足りませんので、純綿糸については除外をしていただきたいと思います。

事務局
(島崎課長補佐)

まず2番目の糸の話でございますが、純綿糸とすべきという話も頂いておりました。純綿糸だけということも検討しました。糸はどんなものを使っているのかということが消費者の方なかなかお解りにならないかと思いますが、ここに3本ほど用意してあります。

純綿糸だけでは今おっしゃったように強度的にはかなり落ちる、糸を作る企業にヒアリングをしましたが、純綿糸だけでは供給量を確保できないという意見もありまして、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のものとさせて頂きました。これは今と変わらないと思います。純綿糸でお作りになっているところはありますし、それだけでやった方がいいのではないかという声もありましたが、検討の結果今回の案となったということでございます。

それから、検査年月日の表示については、法令の観点から判断することになります。検査年月日を入れた方がいいという声が前々から多いのは存じ上げておりましたし、その方向で検討しておりました。その辺の事情も含めて御理解を頂きたいと思います。

熊代委員

熊代です。私は九州の福岡の出身で畳愛好者ですので、JASにこういう風に取り上げて頂いたということは、とても良いことだと思います。畳愛好者としては生産地とか検査とか、そういうものをもとても重視しますので、それはきちんと明記した方が畳を使う消費者に親切じゃないかなと思っています。このごろ外国産もどんどん入ってきていますけれど、におい、裸足で歩いたときの感じも違いますし、やはり九州でできた畳は素晴らしいと思っていますのでこの際しっかりと原産地は明記していただきたいと思います。

増田委員

全日本畳事業協同組合ですが、今回の改正の中で一種、二種、三種の表現が削除されており、非常に大きな問題だと思います。というのは、単価に直接影響するんです。業界新聞社の畳新聞社が出している全国の都道府県、市町村の仕様書に、ほとんどのところが三種二等とか三種一等とかという表示をしてございます。このJASの改正でこの部分が削除された場合に、仕様書にどのような表現をされるのかということが一点あるかと思います。この一種、二種、三種の仕分けがあることによって、規格としてどんな不合理性があるのかということを教えて頂きたいです。先日岡山で説明会がありました後、東海ブロックそれから甲信越、そして3日前ですか、群馬にも行きまして、いろんな組合員の方々とお話をさせて頂きました。その時に、何でこの一種、二種、三種というのを削るのかという御批判を頂きました。それからもう一つは、たて糸のことで、綿糸の2本糸というのが入っております。これにつきまして、加工する業者は非常に作業性

が悪くなるということでした。規格改正について畳表の発注者側に説明するのはおそらく我々でないかと思っております。畳のJIS規格改正の時に改正案を各発注機関に説明するのは当事者がやってくださいということでした。このJAS規格にしましても、全国の畳組合の末端の単組が取り組まないと説明できない問題だと思っています。一般の消費者から質問があったときに、大きさでは一種、二種、三種に分かれていますと簡単に説明出来たのが非常に説明がしづらくなります。改正というのは、実際に使う方が使いやすく、そして消費者には説明がし易くというのが本論であると考えます。

先ほど熊本の生産者団体の方が検査日を入れて下さいと要請されて、法律の観点という説明がありましたけれど、できることなら法律の枠を越えてでも検査年月日を入れて頂きたい。そして、一種、二種、三種。九州で言いますと畳のサイズは本間とか中間間とか五八というふうに分かれています。それが畳表の一種、二種、三種だったんです。値段も大きく違います。それが全部同じになるように聞こえてしまいます。サイズの数字は、ほとんどの方が覚えていないんです。一種、二種、三種は覚えていますが、数字は覚えておりません。

一番良い方向に見直して頂きたいと思います。

事務局
(島崎課長補佐)

一種、二種、三種については、削除ではなくて書き方を変えたということです。4 - 10ページの別表1で、種類については一種、二種、三種ということを明記をしており、この旨を表示するとしており、削除ではなく規格の書き方を変えたと理解をして頂きたいと思っております。それから綿W、綿2本の話だとかありましたが、畳に関しては、岡山、広島、福岡、熊本でそれぞれ事情が異なりまして、数回にわたってヒアリングをさせて頂きました。その結果、県によって御意見が違うケースもあるのですが、綿のWについては、ぜひ認めて頂きたいという声がありましたので、今回の案となりました。

下川委員

今、増田理事長からW糸について意見がありました。私も1ヶ月前の岡山の会議後そういうような話を聞いたことがあって、ここ2、3日糸ばかりを考えていました。綿糸を2本芯にしたらどうかと、40年も畳表のたて糸だけをばかりしている人に聞いてみましたが、例えば純綿の場合、今の倍の太さにしても畳を保持するときの湿度の条件とかによってひずむ場合がある。だから純綿は相当太い綿糸を使っても、化繊の入っていないやつを使えば、環境次第ではゆるんでくる。二本芯でも純綿100%のものだったら二本使ってもゆるんでくる場合があるというので、福岡県では純綿はほとんど使っていないという返答を昨日聞きました。今も携帯電話で確認したら、純綿はどんなに太いやつを使ってもやっぱり何十回かに一回は環境によっては伸びる場合があるからここ何年か使っておりませんということでした。参考のために。

土倉委員

土倉です。先ほどの水分のお話で、事務局の方から13%でかびは出ませんとおっしゃっていましたが、実際は、調湿等の状況等によっ

てはかびが出る可能性はございます。絶対出ないというものではないんですけれども、逆に、畳というものはやはり生き物ですので、いたわっていただきたい、つまり、空気の入れ換えを是非やっていただきたい、そうしていただければ、決してかびは生えないというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

佐藤委員

全日本ISOの畳振興協議会の佐藤でございます。先ほど検査日の表示についてまだ結論が出ておりませんが、これはほぼ偽シールの防止策としてお願いしていると思っております。先ほど島崎課長補佐の説明がありましたように、法に基づいて規定しているのに法律でよめないというのは難しい問題だと思っておりますので、これは厳格に検査をするということの一言に尽きると思っております。偽物防止としては厳格に検査をして頂くというのが基本でなかろうかと、そんなふうに私は思います。

下川委員

たて糸の表示の方法で、4 - 8 ページの左の下の方で、これは畳屋さんにはわかりにくい表示が4点ほどあり、出来れば変えて頂きたいと思っております。例えば下から4行目の綿と綿以外の繊維を混紡した糸の単芯のものは「混」となっておりますけれども、「混」だけでは非常にわかりづらく、4種類ほど表示の方法を変えていただけないかということで、手書きの表をつくってみました。「混」は「混紡」と書けば消費地の畳屋さんも、消費者の方も分かると思っております。「混」「混W」「綿混W」「麻混W」以外の5つは事務局案で納得しておりますけれども、「混」とか「混W」とかじゃ分かりづらいかなという気がします。以上でございます。

事務局
(島崎課長補佐)

まず土倉委員から言われました水分13%について、それでもカビる可能性があり扱いは十分に慎重にということですが、13%とした理由は先ほど申し上げましたように、もともと我々はもう少し低くてもいいのではないかとお話したのですが、織るときにどうしてもある程度の水分がないと草が切れてしまうというようなこともあって、この辺が限界でしょうということで13%、まずかびについても大丈夫ではないかということをお願いしておりましたのでこう決めさせていただきました。

もう一つは違反への対応についてですが、検査をしっかりとというのは当然のことではございますが、先ほどから申し上げましたように、残念ながら他の品目にはないくらいの違反事例が出たということで、我々としても、取り締まりに相当の力を現在入れておりますし、その効果は非常に上がっているというふうに理解をしております。

検査年月日については、法律の解釈の部分でございますので、こちらの方にお任せいただくしかないかなというふうに思っております。

たて糸の表示の仕方ですが、例えば「麻混紡W」は大変分かり易くて良いと思うのですが、現在各県で表示されている表示のスペースについて伺ったところ、非常に限られた表示スペースで表示をして頂いております。シールで表示をしてまして、シールを大きくしてシール

を貼る印刷機を全く新たにすることとは経済的にもかなり難しいと言われております。現在のスペースで何とか分かる表示にしたいということになると、4文字は難しく、最高でも3文字が精一杯だというふうに判断をして御提案させて頂いたところでございます。

下川委員

畳業者の方が「混W」で分かれば私達、産地は別に迷惑しないわけですから、むしろ消費地の畳屋さんとか消費者の方とかですね、消費者の方は見られることもないと思うんですけども、畳業者さんがですね、これでよろしいでしょうか、増田さん。

増田委員

おそらく再度教育しないと無理ですね。書いた表を作って頂かないと迷いが出ると思います。

下川委員

さっき熊本の生産者から、字を小さくすれば4文字入るだろうという意見を聞きました。シール印刷機の字体をちょっと少し小さくすれば4文字入ると。どうしても出来なければですね、5番目がどうしても一番多いわけでございます。JAS品の80～90%くらいは、上から5番目の農水案の「混」と書いてあるところですから、これを「混紡」に直すだけでも非常に消費地の畳さんは助かると思います。消費者の方もたまに見られるときに、「混」だけでは何だということですけど、糸とか糸偏を使った紡績の紡があれば、たて糸にそういうものが使っているんだと、納得いくんじゃないかと思います。

事務局
(島崎課長補佐)

かなり検討した結果、4文字は現在のシールスペースからは非常に難しく、字体を臨機応変に細かく変えることができにくいと聞いておりまして、「混」、「混W」、「綿混W」、「麻混W」と表示すると、畳業界の方には解説があるかもしれませんが、今お使いのシールの機械を使って速やかに表示出来ると判断したのでございまして、ぜひ御了解いただきたいというふうに考えております。

内藤委員

「純綿」と「綿」の違いはどこにあるのでしょうか。

下川委員

「綿」は綿を使って作るものですが、それが「綿糸」。100%綿を使って作るものが「純綿糸」です。

内藤委員

100%使っていない綿には、何が含まれるのですか。

下川委員

ポリエステルとかですね。

内藤委員

普通は綿と言ったら綿100%じゃないですか。わざわざ純綿と綿を使うことの違いが私にはちょっとわからなかったのですが。

下川委員

綿と言っても純綿の場合と綿の混紡糸の場合の両方あって、この業界では何十年もそういう使い方です。

事務局 (島崎課長補佐)	4 - 5 ページで、規格の中で純綿以外のものも綿糸と呼びますというふうに定義をおいています。
内藤委員	そう位置づけられるなら私は何とも申しませんけれども、私達被服を扱う者の感覚としては、ちょっと納得がいかなかったものですから、御質問したということです。
田島部会長	綿が50%以上あれば綿糸ということですね。残りはポリエステルなどが入っているということです。純綿というのは綿100%ということですね。 他に御意見ございませんでしょうか。本日だいが議論が出まして、特に検査年月日についての御要望が大変強かったのですが、現在法令上ではちょっと規格の中には入れられないということで意見を伺っておくということであります。 はい、石井委員。
石井委員	4 - 8 ページの3のたて糸の種類のところ、綿と綿以外の繊維を混紡した糸の単芯のものは「混」と書いてありますね。先ほどの定義と矛盾するんじゃないですか。
事務局 (島崎課長補佐)	規格の中の綿糸は、純綿だけではないということです。4 - 7 ページの重量の計算方法で麻糸と綿糸が出てくるかと思います。ここの綿糸は、純綿だけではないということになります。 たて糸の表示上は、合成繊維が入っているか入っていないかという区別が必要との声が非常に多かったものですから、先ほどの字数の制約も含めて検討し、こういうふうにしたということでございます。
石井委員	同じ法律の中で、同じ一つの言葉を別の意味に使うというのはわかりにくいと思います。
事務局 (島崎課長補佐)	たて糸の表示の「混」というのは純綿糸以外の綿糸、ということになります。だから本当は表示の方法をもっと細かく書きたいんですけども、字数の制約があり、現在の案となりました。本当は4文字使えばもっと楽にいろいろ表示できるんですけども、3文字ですべてを表すのが難しかったところです。消費者の方は直接見ることは少ないのですが、畳業界の方には御理解を頂く必要があると思っています。
田島部会長	もともと綿以外のものが入っているのも綿糸と言ってしまうているから、こういうことになるんだと思うんですけども、畳業界での常識といったら変ですけども、長い伝統があるので、それを踏まえてこういうような規格としたいということだと思います。
河道前委員	今、言ったまさにその通りのことを私も言いたかったのですが、4 - 5 ページで綿糸は純綿じゃないと言っているのに、4 - 8 ページの

	(3) で綿糸にあっては純綿の単芯のものは綿となっていて、純綿のものも綿糸と言っているわけですね。ですから 4 - 5 ページの綿糸の定義と食い違ってますよね。
事務局 (島崎課長補佐)	4 - 5 ページの綿糸の定義には純綿も入っています。
河道前委員	綿糸は純綿とそうでないものを二通り定義すればよいのでは。
事務局 (島崎課長補佐)	そうすると例えば 4 - 7 ページのところとかが非常に複雑になります。我々も合成繊維が入っているものを綿糸と呼ぶのはいかなものかというような議論をしたのですが、現在畳業界がお使いになっているこの言いぶりをすぐさま変えるというのは、ちょっと無理がある、そこで純綿以外のものは純綿ではないよとわかるように表示をしましょうということに切り替えました。そして表示をする際には、字数の非常に制限があって、いかに短い字数で表示するかで現在の案となったわけです。
河道前委員	4 - 8 ページ表示の方法 (3) のたて糸の種類の説明の中の 3 行目の「綿と綿以外の繊維を混紡した糸」を、「綿と綿以外の繊維を混紡した綿糸」とすることはできないのですか。綿と綿糸の使い分けが理解しづらいんですけれども。「純綿の綿糸」と「綿と綿以外の繊維を混紡した綿糸」があるわけですね。ですからこの文章の中で、「綿と綿以外の繊維を混紡した綿糸」というふうに言った方がわかるかなと思ったんですけれども。糸と書いて、綿糸が二つあるということが分かるように書いて欲しいと思います。
事務局 (島崎課長補佐)	検討させてください。
田島部会長	この綿糸の問題については、J A S 総会までの間に字句的な整理をして頂くということによろしいですか。はい、どうぞ。
下川委員	確かに字数の制約でそうされたと思いますけれども、特に上から 5 番目と 6 番目の「混」と「混W」は、「混紡」と「混紡W」とすれば、糸偏だから糸だなということは想像できると思います。検討願います
事務局 (島崎課長補佐)	検討させていただきます。
内藤委員	糸について J I S 規格はないのですか。もしあるとすれば先ほどの混紡率などが関わってくるかもしれないと思ったのですが。調べて頂けるとありがたいと思います。
事務局	4 - 1 1 ページでは、引っ張り試験などは、J I S 規格を引用して

(島崎課長補佐)	います。調査します。
田島部会長	他にございますでしょうか。それでは、この系の表示の部分、4 - 8 ページの表示の方法の(3) ここについては事務局の農水省でさらに検討して、その結果をもってJ A S 調査会の総会の方に報告するというかたちで、原案を本日承認していただきたいのですが、よろしいでしょうか。
委員	(特になし)
田島部会長	それでは、了承したということとさせていただきます。

閉 会

事務局(表示・規格 課 水田課長)	(今後、パブリックコメント募集、WTO 通報の手続きを経て J A S 調査会総会で審議予定である旨説明)
----------------------	---

以 上